

都立産業技術研究センター利用料等助成

助成額 最大 **10万円** ※ 対象経費の2/3以内で上限10万円となります。

申請期間 令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

対象者

中小企業基本法に規定する中小製造事業者および中小情報通信事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件を満たしていること。また、個人事業主の場合は、品川区内に事業所を有していること。※みなし大企業は除く

- (1) 品川区で引続き1年以上事業を営んでいること
(登記簿謄本または法人住民税納税証明書等で品川区の住所が確認できること。)
- (2) 前年度の法人事業税および法人住民税
(個人の場合は個人事業税および住民税)を滞納していないこと

*「情報通信業」とは、日本標準産業分類における大分類「情報通信業」のうち、中分類「情報サービス業」及び中分類「インターネット附随サービス業」を指します。

対象経費

次の(1)～(3)に掲げる要件全てを満たすこと。

- (1) 都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所が提供する次のようなメニューに該当する利用料であること。
(例) 実地技術支援・依頼試験・機器利用
- (2) 令和3年度中に利用し、支払が完了すること。
- (3) 都立産業技術研究センターもしくは産業技術総合研究所に直接支払った経費であること。

助成額

1社あたり最大10万円(助成率2/3) ※千円未満の端数切り捨て
※同一企業から複数の申請があった場合、1社につき上限10万円の助成となります。

申請期間

令和3年5月6日（木）～令和4年2月28日（月）

※申請順に予算の枠取りをし、助成金の予算がなくなり次第受付を終了します。
※オンラインでの申請も可能です。

申請書類

- (1) 品川区産業活性化支援事業助成金交付申請書（区指定様式）
- (2) 経費内訳書（区指定様式）
- (3) 利用内容の裏づけとなる書類（申込書、依頼書、見積書など）
- (4) 支払領収書、振込記録等の帳票書類
- (5) 履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は開業届）（コピー可）
- (6) 法人事業税納税証明書および法人住民税納税証明書（コピー可）
(個人事業主の場合は個人事業税納税証明書および住民税納税証明書（居住地用と事業所用）（コピー可）)

留意事項

- (1) 申請書類の(1)(2)については、商業・ものづくり課ホームページ「中小企業支援サイト」よりダウンロードが可能です。
(<http://www.mics.city.shinagawa.tokyo.jp/>)
- (2) 申請時において申請書類の(3)(4)が揃わない場合は、それ以外の書類により期間内に申請し、揃い次第順次提出してください。
- (3) 令和4年3月1日～31日に利用を予定している場合も事前に申請ください。
※利用料の支払は3月31日までに完了する必要がありますのでご注意ください

【お問い合わせ・書類提出先】

〒141-0033 品川区西品川1-28-3 品川区立中小企業センター内
品川区 商業・ものづくり課 産業活性化担当 TEL: 5498-6351